

# 長崎大学高度安全実験(BSL-4)施設の設置・運営を巡る現状

国

内閣官房(総合調整)  
(「国際的に脅威となる感染症  
対策関係閣僚会議」事務局)

- 文部科学省  
予算の確保その他国立大学  
法人法に基づき、長崎大学を  
所管。
- 厚生労働省  
感染症法に基づき、BSL-4施  
設の設置・運営を監督。
- 警察庁その他関係省庁  
必要に応じて、各省庁設置法  
に基づき支援協力。

指導・  
監督・  
支援

国立大学法人  
長崎大学

BSL-4施設の設  
置・運営主体

連携・  
協力

長崎県

・感染症法に基づく長  
崎県内の感染症対策  
(予防計画の策定など)

長崎市

・感染症法に基づく長  
崎市内の感染症対策  
(保健所など)

「感染症研究拠点整備に関する連絡協議会」

長崎県民及び長崎市民の安全・安心の確保